

練馬区防災懇談会設置要綱

平成16年 5月14日

練危防発第75号

(設置)

第1条 主として区民と行政との協働の立場から、練馬区の災害対策全体を検討し、意見をまとめ、または提言を行うため練馬区防災懇談会（以下「防災懇談会」という。）を設置する。

(検討内容)

第2条 防災懇談会は、つぎに掲げる事項について検討する。

練馬区の災害対策に関すること。

練馬区地域防災計画に関すること。

前2号に掲げるもののほか、座長が必要と認める事項

(構成)

第3条 防災懇談会は、座長、副座長および委員をもって組織する。

2 防災懇談会の構成人数は、15名以下とする。

3 座長および副座長は、委員の互選で決定する。

4 座長は会を代表し、議事を掌る。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員は、公募した区民を原則とし、必要に応じて、危機管理課長が指名した区の職員を充てることができる。ただし、その場合は、委員の総数の半数を超えないものとする。

7 座長は、必要があると認めるときは、懇談会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、または説明を求めることができる。

(公募)

第4条 防災懇談会の委員は公募する。

2 公募の方法は、区報、ホームページ等に掲載して行う。

3 応募資格は、区内に在住し、または在勤する者で、災害対策活動、ボランティア活動等の経歴および意欲を有するものとする。

4 委員の選出については、公募委員選考委員会を設置し、応募者の経歴等を総合的に判断して決定する。

(任期)

第5条 防災懇談会の委員の任期については、危機管理室長が別途定める。ただし、再任を妨げない。

(庶務)

第6条 防災懇談会に関する庶務は、危機管理室危機管理課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、防災懇談会の運営に必要な事項は危機管理室長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

付 則（平成18年7月28日練危防発第10063号）

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

付 則（平成22年3月29日練危防第1460号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年10月6日23練危防第20131号）

この要綱は、平成23年10月6日から施行する。

付 則（平成26年9月26日26練危防第975号）

この要綱は、平成26年9月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則（平成27年3月31日26練危防第1945号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成30年4月25日30練危危第89号）

この要綱は、平成30年4月25日から施行する。